

ろうむっしん

労務通心

発行所 社会保険労務士法人セルズ
愛知県小牧市安田町190
東京都港区港南2-16-8
ストーリー品川1005
【TEL】0568-73-9218
【FAX】0568-76-7432
【Email】info@cells-sr.com
営業時間:9:00~18:00
休日:土日、祝日、夏期休業
年末年始

もっとも忙しい年末を控えて今から準備できることは準備しておきましょう。マイナンバーの回収予定、冬季賞与の準備、忘年会の会場確保等、やることを上げるときりがありません。

10月の総務の仕事

- ①全国労働衛生週間 (10/1~10/7)
- ②高齢者雇用支援月間 (10月)
- ③最低賃金の変更
- ④労働保険料2期分納付期限 (10/31まで)

雇用保険の適用対象の拡大

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

10月からパートタイマーへの社会保険の適用拡大が始まることについては、先月の労務通心でご案内しましたが、来年の1月からは雇用保険の適用拡大が始まります。

改正内容としましては、今まで雇用保険の被保険者として除外されていた65歳以降に新たに雇用される労働者を雇用保険の被保険者とすることになっています。(週20時間以上勤務で31日以上雇用が見込まれる場合です。)

注意する点としては、施行日前の平成28年12月末までに65歳以上で雇用された労働者です。これらの方は平成29年1月1日以降も継続して雇用されている場合には、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。そのため、ハローワークに資格取得届を提出しなければなりません。

通常、資格取得届は被保険者となった日の翌月10日までに提出ですが、今回の場合は平成29年3月31日までに届出することで特例が設けられています。

セルズでは、顧問先様の事業所で上記に該当する可能性がある対象者をお知らせし、早めにご案内できるよう準備を進めますのでよろしくお願いいたします。



【平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合】

→ 平成29年1月1日より高齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



年末の扶養控除申告書の早めの回収にご協力をお願いします

先月末に国税庁のHPから「平成29年扶養控除等(異動)申告書」と「平成28年保険料控除申告書」が公開されました。

この号でも案内してる通り今年は、従業員、その扶養家族のマイナンバーを収集しないといけなく、その作業負担が例年よりかかってくると思われます。セルズからも早めに事業主様にお渡しし、回収する時間を長くするようにしたいと思って、現在準備に取り掛かっています。事業主様、担当者様にはご迷惑をおかけしますが、早めの回収にご協力頂きますようお願いいたします。



な～るほど助成金(知っていると得、知らないで損する助成金)



「業務改善助成金」 ～働き方改革実現会議のテーマの1つ「賃金引上げと労働生産の向上」～

最低賃金が1000円未満の中小企業・小規模事業者で、その賃金を60円引き上げることが可能だとしたら、生産性向上のための設備投資等を行うことで最大100万円の助成金の支給を受けることができるかもしれません！最低賃金が1000円以下の事業場で60円引き上げるのは大変ですよ。賃金引上げには生産性を向上させるなんからの手立てが必要。業務改善助成金は、賃上げを担保する業務改善・生産性向上のための設備投資等にかかった費用を助成するというものです。

この設備投資の例としては

- POSシステムによる在庫管理の短縮
- 顧客管理システムの導入やリフト付き特殊車両による送迎時間の短縮
- 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 などなど・・・

過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場でも助成対象になりますし、人材育成・教育訓練費や経営コンサルティング費用も助成対象になりますので対象になりそうな顧問先様にご紹介されてみてはいかがでしょうか？

※ 引き上げ額は30円・40円・60円・90円・120円コースがあり、各コース対象となる現在の最低賃金と助成上限額が異なります。



今年の年末調整は従業員からマイナンバーを回収し、給与支払報告書等に記載しないと聞きました。回収するにあたって何か注意することはありますか？

今年の1月から運用が開始になったマイナンバー制度ですが、昨年の年末調整時には本人への郵送が間に合わないこともあり、回収せずにそのままになっている事業所さんも多いと思います。

今年の年末調整では、源泉徴収票にマイナンバーの記載はありませんが、市区町村に提出する「給与支払報告書」、税務署に提出する「源泉徴収票」には記載が義務づけられています。

扶養控除申告書を従業員からの回収する時にマイナンバーも回収しようと考えている事業所が多いと思いますが、下記の点に注意して収集してください。

- ① 従業員へマイナンバーの利用目的を明示します。
- ② マイナンバーを扱う担当者は本人確認を行います。
本人確認とは、マイナンバーが正しい番号であると確認する「番号確認」と正しい番号の持ち主である確認の「身元確認」のことを言います。番号確認には、通知カードの提示、身元確認には運転免許証などで確認を行います。
- ③ マイナンバーが記載された書類は厳重に保管してください。



ちょっとスライク



◆1年でもっとも過ごしやすい時期になりました。スポーツの秋、読書の秋、食欲の秋とみなさんはどの秋が一番好きですか？

私はもちろん食欲の秋！今年は近所のお友達の畑でさつまいも堀りをさせてもらうので、今からとても楽しみにしています。

大学芋、焼き芋、てんぷら、あ～～想像するだけでおなかが鳴ってきます。((^o^)) (あお)



◆短めのシルバーウィークに世界遺産の姫路城に登ってきました。そぼ降る雨の中、10年ぶりの姫路城でしたが、白鷺城の呼び名通りの外観の美しさと随所にちりばめられた防衛のギミックに舌を巻きました。お城見学の中で驚いたことと言えば、その見学スタイルの変化です。お城の中でスマホ片手に、動画展示コンテンツを楽しんでいる方が多くいらっしゃいました。事前にアプリをインストールしておいて各所のポイントでスマホをかざすと、攻め込まれたときの防御の仕掛け等を動画で楽しむことができます。最近巷でもみられるARってヤツですね。世界遺産×IT技術のコラボなかなかの見ものです！とはいえ、やっぱり私の一押しは少し奮発して2時間めいっぱい姫路城の魅力を余すところなく教えてくれるガイドさんつきの見学です♥ (あず)